

契約債務の履行・不履行

1 双務契約における両当事者の債務に課される法定条件 (constructive condition. 当事者が別の意思を表示するときにはそれが優先される) (教科書 153～155 頁)

(1) 履行期が前後する場合

先に履行期が到来する債務の履行は、後に履行期が到来する債務を現実に履行する義務の発生・停止条件となる。

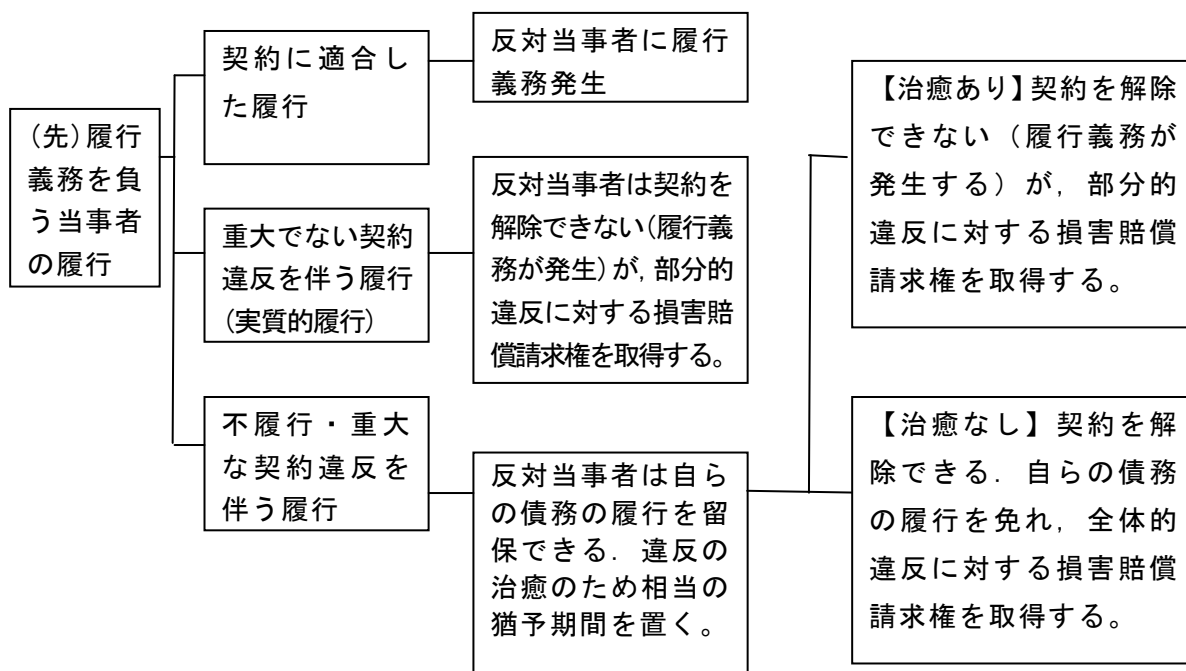
(2) 履行期が同時の場合

互いに自らの債務の履行の提供が、相手方の債務の履行義務の発生・停止条件となる

(3) 実質的履行の法理

法定条件についてはその実質的履行があれば成就したものと扱われる。

2 契約違反を理由とする契約の解除と損害賠償 (教科書 156～159 頁)



3 履行期到来前の履行拒絶 (Anticipatory Repudiation) (教科書 159～161 頁)

アメリカ契約法においては一般に、一方当事者が自分の債務の履行期の到来以前にその履行を拒絶する明確な意思を表明すれば、相手方は自らの債務を履行する義務を免れるとともに、履行期を待つことなく即座に契約を解除し、全体的違反に対する損害賠償を違反当事者に請求することができる。

4 債務者に責なき契約債務の履行不能・目的達成不能 (教科書 164～170 頁)

(1) 履行不能 (impossibility or impracticability)

債務の履行に必要な特定物の破壊・滅失や債務の履行の違法化などの契約成立後の事情変更によって債務の履行が困難になった場合には、次の要件が満たされれば、債務者は債務の履行を免除される。

- ①債務の履行が契約成立後に起こった事件の発生によって実質的に不可能になったこと
 - ②その事件の不発生が契約締結の基本的前提であったこと
 - ③債務者の過失によらずして、債務の履行が不可能になったこと
 - ④債務者にその事件発生危険を負担させる特約がないこと
- (b) 目的達成不能 (frustration of purpose)

債務の履行が不可能になったわけではないが、債権者がその債務の履行から期待した利益(契約の目的)を達成できなくなった場合には、履行不能と同様の要件が満たされれば、債権者の反対給付債務は免除される。

- ①契約成立後に生じた事件の発生によって、契約を締結した主要な目的の達成が実質的に不可能になったこと
 - ②その事件の不発生が契約締結の基本的前提であったこと
 - ③債務者の過失によらずして、債務の履行が不可能になったこと
 - ④債務者にその事件発生危険を負担させる特約がないこと
- (c) 履行不能・目的達成不能によって履行義務が消滅した債務者の反対当事者の債務

